

新基準値を超過する米が流通しないために必要な取組と手順

1 必要な取組

(1) 作付前の吸収抑制対策等の実施

市町村が、作付までに、稲を作付する全ての水田について、

- ① 可能な範囲で反転耕や深耕等を行うほか、
- ② 水田の土壌条件等に応じたカリ肥料や土壌改良資材の投入等により、農地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を講じていることを確認。

(2) 生産管理の徹底

市町村が、必要な体制を整え、以下の取組を実施。

- ① 生育初期までに、地域農業再生協議会を通じて、当該地域で稲を作付する水田を明確化するとともに、1筆ごとに耕作者を把握し、台帳等で管理。
- ② 収穫時期までに、当該台帳等に基づき、誰が、どの水田で、いつ収穫及び乾燥調製を行い、収穫物はどこに保管するのか等を把握し、台帳等で管理。
- ③ 保管後は、放射性物質調査を受けていない米が流通することのないよう、調査が終わるまでの間、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理。また、調査が終わった米と未調査の米の保管場所を別にするなどの混入防止措置を実施。

(3) 米の放射性物質調査

収穫後、県の管理の下、市町村とJA等関係機関が一体となって、飯米・縁故米を含め、当該地域で生産された全ての米について、全袋調査を実施。

また、調査を行う関係機関は、速やかに調査に着手するため、天日乾燥は避け、可能な限りコンバインによる収穫と機械乾燥を実施するよう農業者に対する指導を実施。

(4) 新基準値を超過した米の処分

放射性物質調査の結果、新基準値を超過した米があった場合には、市町村が、焼却等により確実に処分されたことを確認。

2 手 順

(1) 上記1の項目が盛り込まれた管理計画を定め、新基準値を超過する米が流通しないよう取組を実施することにより、地域における稲の作付を行う意向のある市町村は、この方針の公表後速やかにその意向を県に表明。

県は、これを直ちに取りまとめて農林水産省に報告。

農林水産省は、管理計画の下で地域の取組を行うことを条件に、稲の作付を行う区域を速やかに公表。

(2) 政府は、作付までに、当該地域で生産される24年産の全ての米についてあらかじめ出荷制限を指示（「事前出荷制限」）。

(3) 県は、各地域における具体的な取組を関係市町村と調整した上で管理計画を政府に申請。

(4) 政府に受理された管理計画の下、生産された米が全て適正に管理されている中で行われる米の放射性物質調査において、新基準値以下であった米袋については、出荷が認められる。